

児童手当現況届廃止に係るお知らせハガキ作成業務 仕様書

1 委託業務名

児童手当現況届廃止に係るお知らせハガキ作成業務

2 契約期間

契約日～令和4年5月31日（火）

3 各作成予定枚数

約 125,800 枚

4 業務内容

(1) はがき規格

- ・サイズ 13.0 インチ×6.0 インチ
- ・色数 表1色・裏1色
- ・特殊仕様 耐熱インク仕様
- ・紙質 圧着紙 110 kg相当
- ・ミシン目 天地 縦2本
- ・コーナーカット 1か所（1セットあたり）

(2) 宛名印字・印刷・圧着

ア 宛名印字

- ・本市から提供する対象者データ（エクセル）を印字する。データは令和4年5月23日（月）までに引き渡しをする。
- ・印字内容は、上から個別郵便番号、個別住所、個別氏名（1字空けて）様、郵便バーコードとする。
- ・文字フォントは札幌 mj 明朝とする。（フォントのデータは必要に応じて本市から引き渡す。）
- ・対象者データに記載している管理区ごとにお問い合わせ先を宛名の下に印字する。

イ 印刷

・印刷内容

表：別紙1のとおり（見本）

裏：札幌市の市章で地紋印刷し、はがきの規格に合う開封方法を載せること

- ・帳票レイアウトは契約締結後に子育て支援課から提供することとし、データは令和4年5月23日（月）までに引き渡しをする。
- ・校正は1回とする（内校を必ず行うこと）

ウ 圧着

3つ折にて圧着すること。

5 納品期限・納品場所について

- ・納品期限：令和4年5月31日（火）17時まで
- ・納品場所：各区保健福祉課（別紙2に記載の場所）
- ・梱包：郵便区ごとに箱詰めし、1箱に一定数を入れること。

箱には仕分けした郵便番号と、箱内の数量が明記された紙札を貼付すること。梱包箱は受託者が用意する。箱下面は容易に開かないものとし、箱上面はすぐ開けることが可能なふたとすること。

※お知らせハガキについて、万が一破損してしまった場合は、個人情報に掲載されていることから、そのまま破棄せず、破損した状態のまま子育て支援課まで返品すること。その際、破損したハガキはまとめて子育て支援課に報告すること。

6 契約に関する注意事項

- (1) 契約は、納品1件当たりの単価契約により金額を定め、出来高により支払う。
- (2) 詳細については、別途打合せを行い、業務委託契約後も業務発注課と十分に協議を行うこと。
- (3) 表示できていない文字が無いが十分に確認をすること。

7 環境への配慮について

本業務においては、委託者である札幌市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。
- (7) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていなければならない。

児童手当受給者の皆様

児童手当制度の一部変更に係るお知らせ

令和4年6月（10月支払分）より、児童手当の制度が下記のとおり一部変更されますので、お知らせいたします。

記

【改正内容】

①現況届の提出が原則不要となりました。

毎年6月1日時点の受給要件を住民基本台帳等で確認します。児童の受給状況が変わっていない場合は現況届の提出は原則不要です。

ただし、以下(1)～(5)の方は現況届の提出が必要です。6月以降に現況届を送付しますので、ご提出をお願いします。以下(1)～(5)に該当する方で、~~現況届が届いていない場合は~~お問い合わせください。

- (1) 離婚協議中で配偶者と別居、と申請した方（離婚協議中か離婚済みか、あるいは離婚協議を取りやめたかを横浜市で把握できていない方も対象です。）
- (2) 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方支給要件児童の住民票がない方
- (3) 法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- (4) その他 状況を確認する必要がある方
- (5) 過年度の現況届が未提出の方

※現況届が届かない場合でも、次の変更事項があった方は速やかに届け出てください。

- ・札幌市外に住民票がある配偶者や児童の住所が変わったとき（国外転出入を含む）
- ・受給者や配偶者が公務員になったとき
- ・3歳未満の児童がいる場合に限り、厚生年金→国民年金等、受給者の加入する年金が変わったとき

②所得が基準額以上の場合、特例給付が受けられなくなります。

令和4年6月分の児童手当から、主たる生計維持者の所得額が以下の表に記載する②の金額以上の場合には児童手当の受給資格がなくなります。資格喪失となる方へは、6月中旬以降に資格喪失通知書をお送りします。

※児童手当等が支給されなくなったあと、所得額が以下の表の②の金額を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要です。

【所得制限額表】

	①所得制限限度額		②所得上限限度額【新設】	
	以下の金額以上の場合 児童1人につき月5千円		以下の金額以上の場合 支給なし（資格喪失）	
扶養親族等の人数	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
1人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
2人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
3人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
4人	736万円	960.0万円	972万円	1,200万円
5人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円

(見本)

★改正内容の詳しい内容については「札幌市子育て情報サイト」をご確認ください。

子育て情報サイトはこちら→



さっぽろ子育て情報サイトURL

<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/money/kodomo/10669.html>

【お問い合わせ先】

中央区役所	保健福祉課	福祉助成係	☎ 205-3302
北区役所	保健福祉課	福祉助成係	☎ 757-2462
東区役所	保健福祉課	福祉助成係	☎ 741-2461
白石区役所	保健福祉課	福祉助成係	☎ 861-2446
厚別区役所	保健福祉課	福祉助成係	☎ 895-2474
豊平区役所	保健福祉課	福祉助成係	☎ 822-2453
清田区役所	保健福祉課	福祉助成係	☎ 889-2037
南区役所	保健福祉課	福祉助成係	☎ 582-4741
西区役所	保健福祉課	福祉助成係	☎ 641-6943
手稲区役所	保健福祉課	福祉助成係	☎ 681-2487

1 「お知らせ文書」出力予定数

	数量(枚)
中央区	14,700
北 区	19,200
東 区	18,000
白石区	14,200
厚別区	7,300

	数量(枚)
豊平区	13,600
清田区	7,900
南 区	7,100
西 区	14,200
手稲区	9,600

合計 125,800 枚

2 納品先

中央区	札幌市中央区役所 保健福祉課福祉助成係 〒060-8612 札幌市中央区大通西2丁目 ☎ : 011-205-3302	豊平区	札幌市豊平区役所 保健福祉課福祉助成係 〒062-8612 札幌市豊平区平岸6条10丁目 ☎ : 011-822-2453
北区	札幌市北区役所 保健福祉課福祉助成係 〒001-8612 札幌市北区北24条西6丁目 ☎ : 011-757-2462	清田区	札幌市清田区役所 保健福祉課福祉助成係 〒004-8613 札幌市清田区平岡1条1丁目 ☎ : 011-889-2037
東区	札幌市東区役所 保健福祉課福祉助成係 〒065-8612 札幌市東区北11条東7丁目 ☎ : 011-741-2461	南区	札幌市南区役所 保健福祉課福祉助成係 〒005-8612 札幌市南区真駒内幸町2丁目 ☎ : 011-582-4741
白石区	札幌市白石区役所 保健福祉課福祉助成係 〒003-8612 札幌市白石区南郷通1丁目南 ☎ : 011-861-2446	西区	札幌市西区役所 保健福祉課福祉助成係 〒063-8612 札幌市西区琴似2条7丁目 ☎ : 011-641-6943
厚別区	札幌市厚別区役所 保健福祉課福祉助成係 〒004-8612 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目 ☎ : 011-895-2474	手稲区	札幌市手稲区役所 保健福祉課福祉助成係 〒006-8612 札幌市手稲区前田1条11丁目 ☎ : 011-681-2487